



Sharing  
Economy

# イノベーション・ インデックス・ シェアリングエコノミー

追加型投信 / 内外 / 株式 / インデックス型

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。



NISA  
対象

成長  
投資枠

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター:0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社SMBC信託銀行**

## 委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2024年7月31日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	13兆4,611億円(2024年7月31日現在)

## 商品分類・属性区分

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	内外	株式	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし	その他の指数 (STOXX グローバル シェアリングエコノミー ドライバーズ インデックス (ネット・リターン、 円換算ベース))

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月17日に関東財務局長に提出しており、2024年9月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# 30秒でわかる! ファンドのポイント



なにに投資するファンド?

**シェアリングエコノミー**

関連企業の**株式**です。



どこに投資するファンド?

**世界各国**の企業が投資対象ですが、**米国**の比率が高くなります。



どうやって運用するファンド?

**STOXX社**が開発した、シェアリングエコノミー関連の株価指数の動きに**連動**するように運用します。



ファンドの**運用成果**はなにで決まるの?

投資している株式の**株価**の変動と**為替レート**の変動です。



## ファンドの目的

イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミーマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、世界の取引所に上場している株式に投資し、STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。

## ファンドの特色

1

世界各国の企業の中から、シェアリングエコノミー関連企業の株式に投資します。

- 預託証券(DR)、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)に投資を行う場合があります。



シェアリングエコノミーとは

共有経済とも訳され、インターネット上等のプラットフォームを介して個人等が所有する有形・無形の遊休資産を賃借・売買・提供することで、社会全体における資産配分の最適化を促す経済活動をさします。

2

STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。



当ファンドのベンチマークであるSTOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)は、STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン、米ドルベース)を基に委託会社が独自に円換算した値を用いています。

3

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※投資対象国・地域によっては口座開設に時間を要するため、指数対象銘柄の入替え時に当該投資対象国・地域の現物株への投資が一定期間できない場合があります。そのため、対象指数と基準価額の動きに乖離が発生し、連動性が低くなる可能性があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

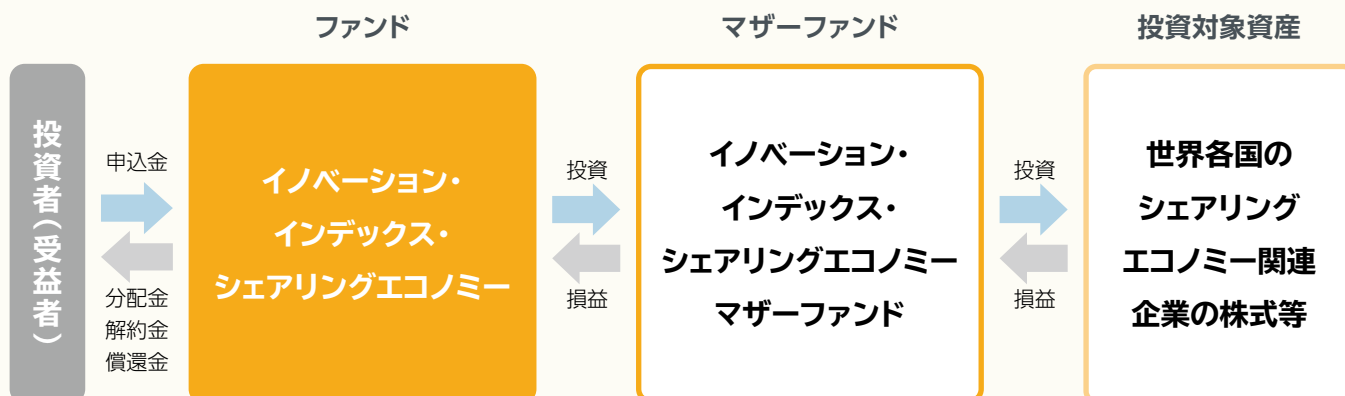
### 指数の免責条項

STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックスは、STOXXリミテッド(スイス、ツーク)(以下「STOXX社」といいます。)、ドイツ取引所グループまたは同社のライセンサーの知的財産(商標登録を含みます。)であり、ライセンスの下で使用されます。イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミーは、STOXX社、ドイツ取引所グループもしくは同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーが後援、宣伝、販売またはその他のいかなる形での支援も行うものではありません。また、STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミーに一般的に関係して、または対象インデックスもしくはそのデータにおけるエラー、遺漏もしくは中断に個別に関連して、(過失の有無を問わず)いかなる責任も負うものではありません。

# ファンドの目的・特色

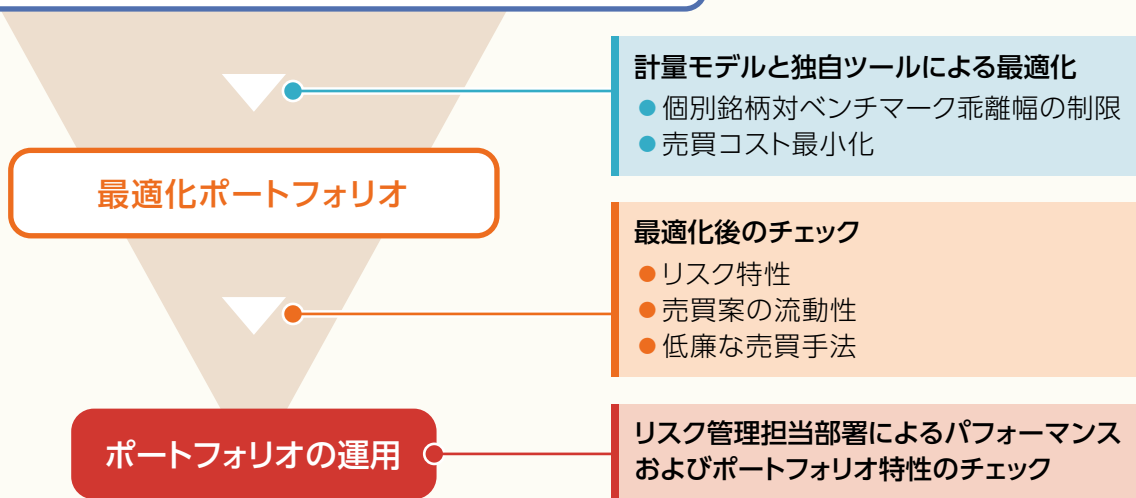
## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



## 運用プロセス

### STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス構成銘柄



#### 最適化(法)とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

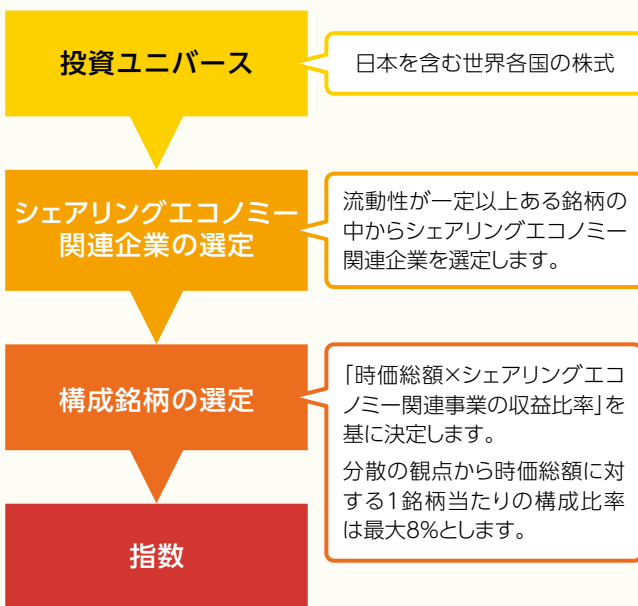
※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

## STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックスについて

### [ 指数の概要 ]

<b>指数のコンセプト</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「シェアリングエコノミー関連事業」を「モビリティ」、「ストリーミング」、「旅行」、「一般消費財・小売り」、「フードデリバリー」、「人材」、「産業用レンタル・リース」、「金融」に関連する事業と定義した上で、これらの事業から得ている収益の総収益に対する割合が50%以上の企業を「シェアリングエコノミー関連企業」と定義します。</li> <li>■大手指数プロバイダーであるスイスのSTOXX（ストックス）社が開発・算出します。</li> </ul>
<b>銘柄入替</b>	毎年6月に実施します。また、時価変動等によるリバランスは、四半期毎に実施します。

### [ 指数の構築プロセス ]



※リバランス時は最大8%になっておりますが、その後の価格変動により、構成比率が8%を超えることがあります。

(出所)STOXX社の情報を基に委託会社作成

※上記は2024年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

### [ シェアリングエコノミー関連事業 ]

#### モビリティ

車、バイク等のレンタルサービスやライドシェア、駐車場シェアを可能にするプラットフォームを提供し、既存のモビリティ産業に変化を起こすと期待される企業等に着目します。

#### ストリーミング

音楽や映像等のコンテンツを購入・保有することなく、インターネットを介して楽しむことができるサービス(ストリーミング)を展開する企業に着目します。

#### 旅行

従来型の旅行商品に加え、民泊等のホームシェアやオリジナルツアーといった旅行関連の選択肢が多様化されることによって恩恵を受けると見込まれる企業に着目します。

#### 一般消費財・小売り

売り手と買い手間の取引を容易にするオンラインマーケットや衣服、家具等のレンタルサービス等を提供し、新しい消費のトレンドを創り出すことが期待される企業に着目します。

#### フードデリバリー

レストランと利用者間を仲介するプラットフォームを提供し、デリバリー機能を担うことで、様々なレストランの参入やサービス拡張を促すと期待される企業に着目します。

#### 人材

個人等が保有するスキルを活用したサービスとそれらを利用したい個人をマッチングさせる事業やeラーニング、シェアオフィス等を手掛ける企業に着目します。

#### 産業用レンタル・リース

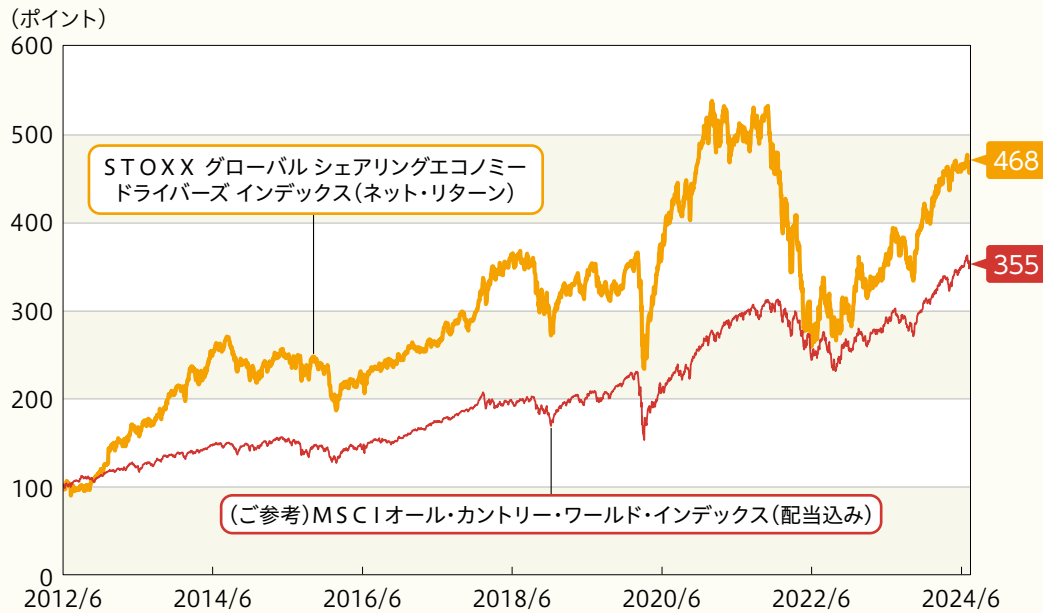
十分に活用されていない産業機器や建設機械等のレンタルサービスやリースを行い、収益化を図る企業に着目します。

#### 金融

個人間での融資やクラウドファンディング(インターネットを通して不特定多数の人から資金を調達すること)等を可能にするプラットフォームを提供し、金融の新たな形を作っていくことが期待される企業に着目します。

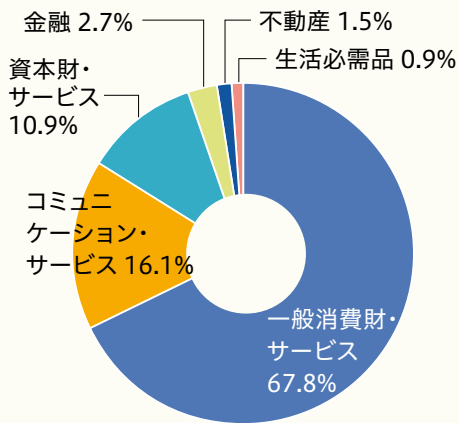
## STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックスの概要

### STOXX グローバル シェアリングエコノミー ドライバーズ インデックス等の推移(米ドルベース)

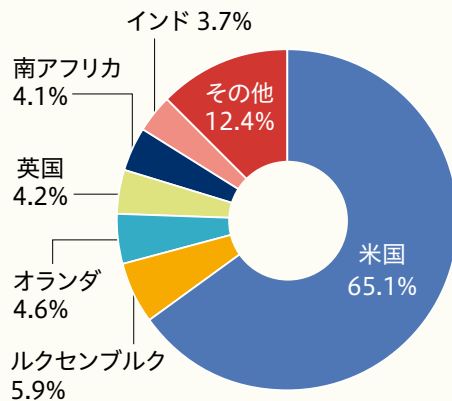


- (注1) データは2012年6月18日～2024年7月31日、2012年6月18日を100として指数化  
STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン)の指数算出開始日(2019年1月30日)以前のデータはSTOXX社によるバックテスト計算データ(2012年6月18日計算開始、四半期リバランス)
- (注2) STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン)は米ドルベースのデータを記載しており、当ファンドのベンチマーク(円換算ベース)とは異なります。また、当ファンドの値動きは、有価証券売買時のコストや信託報酬等の費用負担、組入有価証券の売買のタイミング差等の影響を受けます。
- (注3) 各インデックスの著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
- (出所) STOXX社、Bloombergの情報を基に委託会社作成

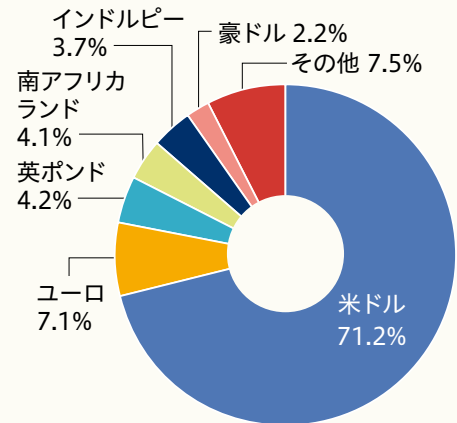
### [ 業種別構成比率 ]



### [ 国・地域別構成比率 ]



### [ 通貨別構成比率 ]



- (注1) 2024年7月31日現在
- (注2) 業種は世界産業分類基準(GICS)による分類
- (注3) 数値は四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。
- (出所) STOXX社、Bloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフ・データは上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 分配方針

- 年1回(原則として毎年6月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超過して支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

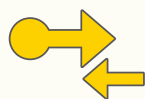
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

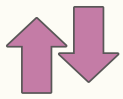
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点



### ファンド固有の留意点

#### 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点

ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄投資を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

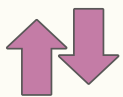
#### 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス（ネット・リターン、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- 有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- 追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- 現金等の保有比率が高くなる場合があること
- 委託会社が定める投資不適切企業の株式を非保有もしくはアンダーウェイトとする場合があること

#### 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、当該国外で設定されたファンドが有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。



### 投資信託に関する留意点

■ 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

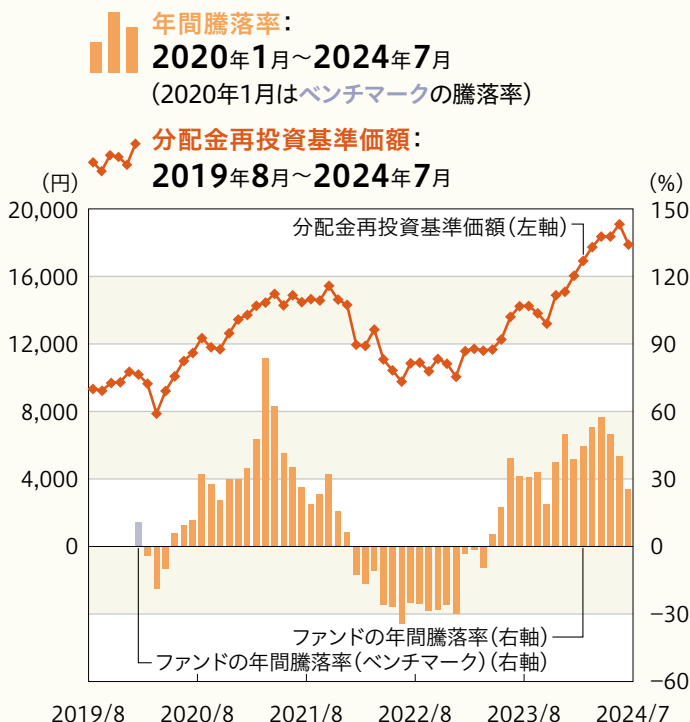
## リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

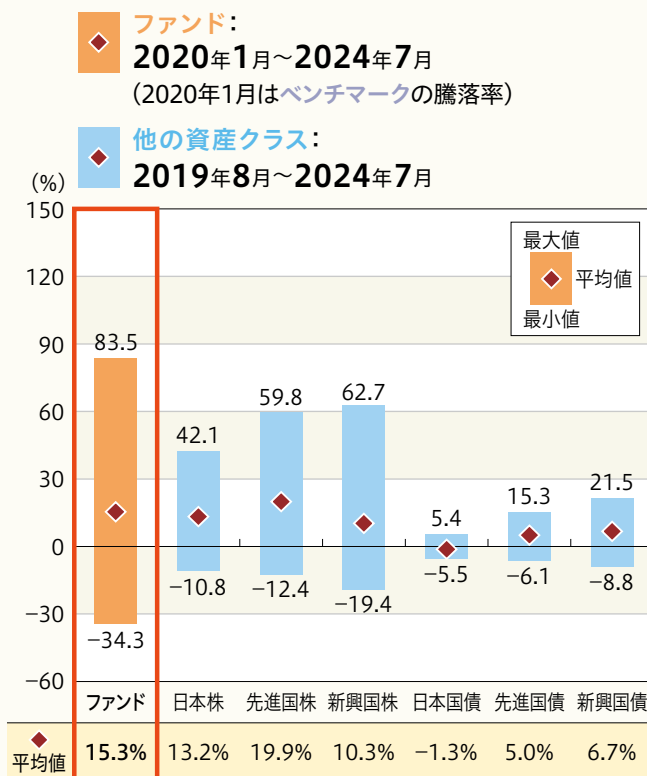
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。  
※ファンドのベンチマークはSTOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)です。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	<b>TOPIX(東証株価指数、配当込み)</b> 株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	<b>MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	<b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	<b>NOMURA-BPI(国債)</b> 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	<b>FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</b> FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	<b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</b> J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

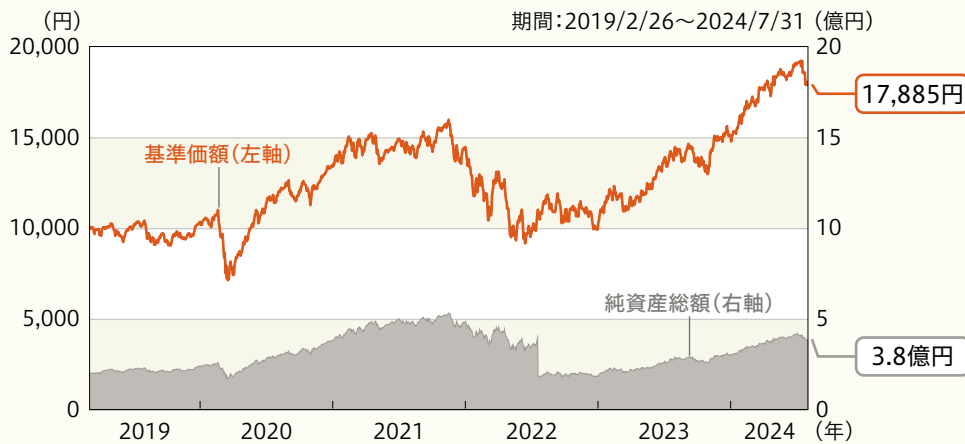
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

# 運用実績

基準日:2024年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2024年6月	0円
2023年6月	0円
2022年6月	0円
2021年6月	0円
2020年6月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### ■イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.09
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	イノベーション・インデックス・ シェアリングエコノミーマザーファンド	100.09

### ■イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミーマザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	63.92
	ルクセンブルグ	5.69
	オランダ	4.51
	イギリス	4.11
	南アフリカ	3.97
	インド	3.63
	ドイツ	2.18
	その他	10.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.87
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	7.74
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	7.50
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	7.46
アメリカ	株式	AIRBNB INC-CLASS A	消費者サービス	7.45
アメリカ	株式	UNITED RENTALS INC	資本財	5.16
ルクセンブルグ	株式	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	メディア・娯楽	4.76
アメリカ	株式	EBAY INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	4.54
アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	4.51
アメリカ	株式	DOORDASH INC - A	消費者サービス	4.15
アメリカ	株式	COUPANG INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	4.12

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

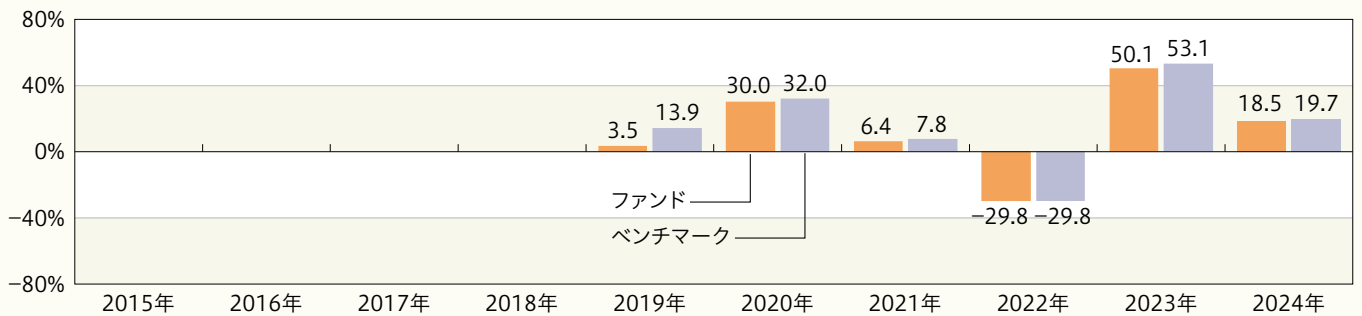
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

# 運用実績

基準日:2024年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。  
※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。  
※2019年のベンチマークの収益率は、算出開始日(2019年1月30日)から年末までの騰落率です。  
※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。  
※ベンチマーク(STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン、円換算ベース))は、米ドルベースの STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス (ネット・リターン)を委託会社が円換算したものです。  
※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## お申込みメモ

### 購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

### 換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

### 申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時*までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。 *2024年11月5日以降は、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とする予定です。
購 入 の 申 込 期 間	2024年9月18日から2025年3月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下に当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨークの取引所の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

### 決算日・収益分配

決 算 日	毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ

### その他

信託期間	無期限(2019年2月26日設定)
繰上償還	STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックスが廃止された場合には、繰上償還します。 また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●残存口数が10億口を下回ることとなったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「イノベ・シエ」として掲載されます。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>●当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li> <li>●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2024年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>



## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

**購入時手数料** 購入価額に**2.2% (税抜き2.0%) を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  
購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

**信託財産留保額** ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

**運用管理費用 (信託報酬)** ファンドの純資産総額に**年0.8195% (税抜き0.745%)**の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.37%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

**その他の費用・手数料** 以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

#### 換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2024年7月末現在のものです。

## (参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年6月21日~2024年6月20日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.44%	0.82%	0.62%



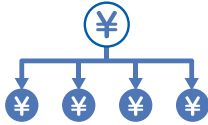

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

## (参考情報) ご購入から換金・償還時までにかかる費用

	購入時	保有期間中	分配時	換金・償還時
費用の種類	 <p>購入時手数料</p>	 <p>信託報酬 その他の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国保管費用</li> <li>・売買委託手数料</li> <li>・有価証券の税金</li> <li>・監査費用 など</li> </ul>	 <p>所得税・地方税</p>	 <p>所得税・地方税</p>
どんな費用？	販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等にかかる費用です。	信託報酬は、ファンドの運営のための費用です。その他の費用として、有価証券等の取引に関連してかかる諸費用、ファンドの監査にかかる費用などがあります。	普通分配金に対してかかる税金です。 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。	課税対象（換金価額、償還価額が個別元本を上回った部分）に対してかかる税金です。
お支払い方法	購入時、販売会社に <b>直接お支払い</b> いただきます。	ファンドを保有している期間、信託財産から <b>自動的に</b> 差し引かれます。基準価額は、信託報酬やその他の費用を差し引いて計算されます。	<p><b>分配金受取りコース</b> 分配時、<b>自動的に</b>差し引かれた後、分配金はご指定の口座に振り込まれます。</p> <p><b>分配金自動再投資コース</b> 分配時、<b>自動的に</b>差し引かれた後、分配金はファンドに再投資されます。</p> <p>※特定口座（源泉徴収あり）の場合</p>	換金・償還時、 <b>自動的に</b> 差し引かれた後、換金代金・償還金はご指定の口座に振り込まれます。  ※特定口座（源泉徴収あり）の場合



三井住友DSアセットマネジメント